

## 大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書

近年、固定価格買取制度（F I T制度）を活用した大規模太陽光発電所の建設に伴う広大な林地開発等により、表土の流出を原因とする谷・川・海の汚濁による沿岸漁業への影響や、ライフラインとしての生活飲料水の汚濁に加え、保水力の低下による土石流発生の危険性の増大など、地域住民の生活権・生存権を侵害する可能性が懸念されている。さらには山を追われた野生鳥獣の移動による里山農業への被害など、さまざまな影響も懸念されている。

開発エリアが砂防指定地や林地であっても行政手続き上、土砂災害や水害の防止等に対しては、法令等に基づく基準を満たしていれば、砂防法や森林法の規定以上の規制を行うことは困難である。

開発者側は、「財産権」に基づき、経済活動の自由が保障されているが、20年の売電期間が終わった後、使用された大量の太陽光パネルやコンクリート構造物が適切な管理をされず放置されたままになると産業廃棄物として環境の破壊にもつながる懸念がある。

以上のような懸念は、本県のみならず他県においても生じており、地方公共団体も対応に苦慮している。

よって、国におかれては、大規模太陽光発電所の開发行為を行う事業者に対して環境アセスメント調査の義務化、関係住民の合意形成や住民の生活権・生存権を侵害しない対策を求めるなどの法整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環 境 大 臣

} 様